

監委第711号  
令和3年8月4日

堺市長 永藤英機様

堺市監査委員 三宅達也  
同 田渕和夫  
同 藤坂正則  
同 播磨政明

令和2年度決算に基づく健全化判断比率  
及び資金不足比率の審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

## 令和2年度 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

### 第1 審査の対象

#### 1 令和2年度決算に基づく健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

#### 2 令和2年度決算に基づく資金不足比率

- (1) 水道事業会計
- (2) 下水道事業会計

#### 3 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

### 第2 審査の期間

令和3年7月16日から令和3年8月4日まで

### 第3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率が、関係法令に基づき適正に算定されているか、その算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が適正に行われているかについて、関係書類との照合、関係職員から説明の聴取を行うなどの方法により審査を実施した。

### 第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われていると認められた。

## 1 健全化判断比率

本市の健全化判断比率は次のとおりであり、各指標はいずれも早期健全化基準及び財政再生基準を下回っていた。

(単位：%)

健全化判断比率	令和2年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	16.25	30.00
実質公債費比率	5.8	25.0	35.0
将来負担比率	5.0	400.0	

(注) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」と記載している。

## 2 資金不足比率

本市の資金不足比率は次のとおりであり、各会計の指標はいずれも経営健全化基準を下回っていた。

(単位：%)

会計名	令和2年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0

(注) 資金不足額がない場合は、「—」と記載している。

【参考】

1 健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計

一般会計		一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
特別会計	一般会計等	都市開発資金特別会計				
		公共用地先行取得事業特別会計				
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計				
		公債管理特別会計				
公営事業会計		国民健康保険事業特別会計				
		介護保険事業特別会計				
		後期高齢者医療事業特別会計				
公営企業会計	地方公営企業法適用事業	水道事業会計	資金不足比率 (会計ごとに算定)			
		下水道事業会計				
一部事務組合・広域連合		大阪府都市競艇企業団				
		大阪広域水道企業団				
		関西広域連合				
		大阪府後期高齢者医療広域連合				
第三セクター						

(注) この表は、総務省が作成した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率を算定するための様式に関する記載要領等を基に、堺市の会計を記述したものである。

2 健全化判断比率及び資金不足比率の3か年の状況と算定式について

(1) 健全化判断比率について

健全化判断比率の3か年の状況は、下記の表のとおりである。

(単位：%)

健全化判断比率	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実質赤字比率	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—
実質公債費比率	5.3	5.3	5.8
将来負担比率	20.3	9.4	5.0

(注) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」と記載している。

① 実質赤字比率について

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、算定式は次のとおりである。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

※ 実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

※ 標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした連結実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率であり、算定式は次のとおりである。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※ 連結実質赤字額：アとイの合計額がウとエの合計額を超える場合の当該超える額

ア 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

イ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ウ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

エ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、算定式は次のとおりである。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金)} \\ - \text{(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \\ \text{(3 か年平均)}$$

※ 準元利償還金：アからオまでの合計額

ア 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額

イ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ウ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

オ 一時借入金の利子

④ 将来負担比率について

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、算定式は次のとおりである。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{将来負担額} - \text{(充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に} \\ \text{係る基準財政需要額算入見込額)} \end{array}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

※ 将来負担額：アからクまでの合計額

ア 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

イ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）

ウ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

エ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

オ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

カ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

キ 連結実質赤字額

ク 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

※ 充当可能基金額：アからカまでの償還額等に充てることができる地方自治法第 241 条の基金

(2) 資金不足比率について

資金不足比率の 3 か年の状況は、下記の表のとおりである。

(単位：%)

会計名	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
水道事業会計	—	—	—
下水道事業会計	—	—	—

(注) 資金不足額がない場合は、「—」と記載している。

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、算定式は次のとおりである。

資金不足比率 = $\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$
---

※ 資金の不足額：

資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債の額－控除企業債等）＋算入地方債の現在高－流動資産の額－解消可能資金不足額

- ・ 控除企業債等：流動負債に計上されている企業債及び他の会計からの長期借入金で建設改良費等に充てるためのものの額
- ・ 算入地方債の現在高：建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高から、当該地方債のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額
- ・ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

※ 事業の規模：

事業の規模（法適用企業）＝ 営業収益の額 － 受託工事収益の額